



入札告示

札幌市告示第 690 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 2 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル
札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 学校経理係 電話 011-211-3827
メールアドレス gakkokeiri@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 高等学校授業料徴収管理システム再構築及び運用業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約を締結した日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書に添付する「調達仕様書」（添付 1）により別途指定する場所
- (5) 入札方法
総合評価一般競争入札による。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び提案書を提出すること。

構築費用と保守費用の合計による、総価で行う。保守費用については令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 1 年分の費用とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された各費用に当該費用（金額）の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30 年～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 国、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区またはこれらと同程度の規模を有する中央政府もしくは地方政府の機関において徴収管理システムの導入実績を有すること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受け

ている期間中でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付する。
- (3) 入札書等の受領期限 令和4年4月4日(月)16時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所 令和4年4月26日(火)10時00分
札幌市教育委員会入札室(札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階)

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (4) 入札に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望するものは、封印した入札書のほかに、入札説明書に示す書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
落札者の決定に当たっては、「総合評価基準書」(別記)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。
ア 提案内容の評価 「総合評価基準書」(別記)に基づき提案内容を評価し、

「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、総合評価委員会において、入札者から提出された提案書を公正に審査し、行うものとする。

イ 入札価格の評価 入札価格等については、「総合評価基準書」（別記）に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を付与する。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法 ア及びイで評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を落札者とする。（入札価格と消費税及び地方消費税等の額を加算した額が予定価格以下であることが前提となる。また、「総合評価基準書」（別記）に定める内容をすべて満たしていることが前提となる。）

エ 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

オ 総得点の最も高い者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合の対応 その者から事情を聴取のうえ、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点のものを落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。